

iFreePlus 米国配当王(年4回決算型)



追加型投信／海外／株式

信託期間 : 2023年5月24日 から 無期限

基準日 : 2026年3月31日

決算日 : 毎年2,5,8,11月の各23日(休業日の場合翌営業日)

回数コード : 3491

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

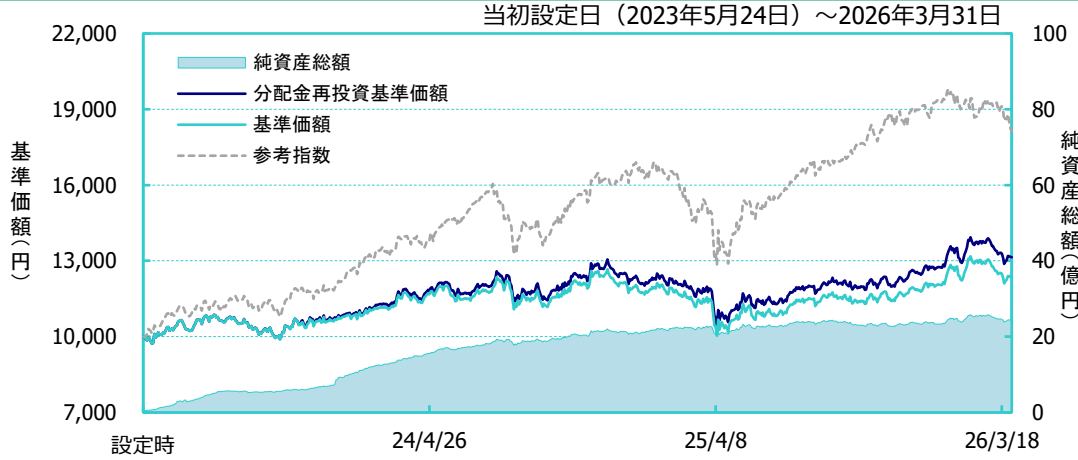
《基準価額・純資産の推移》

2026年3月31日現在

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 12,359 円 |
| 純資産総額 | 24億円 |

期間別騰落率

| 期間 | ファンド | 参考指数 |
|------|---------|---------|
| 1か月間 | -4.2 % | -5.7 % |
| 3か月間 | +3.1 % | -6.0 % |
| 6か月間 | +9.9 % | +2.7 % |
| 1年間 | +11.8 % | +22.6 % |
| 3年間 | ----- | ----- |
| 5年間 | ----- | ----- |
| 10年間 | ----- | ----- |
| 設定来 | +31.5 % | +81.4 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
 ※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
 ※参考指数はS&P500指数(税引後配当込み、円ベース)です。運用成績と比較するベンチマークではありません。
 ※グラフ上の参考指数はグラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) | 分配金 |
|--------------|-----|
| 第1期 (23/08) | 10円 |
| 第2期 (23/11) | 60円 |
| 第3期 (24/02) | 60円 |
| 第4期 (24/05) | 80円 |
| 第5期 (24/08) | 60円 |
| 第6期 (24/11) | 75円 |
| 第7期 (25/02) | 70円 |
| 第8期 (25/05) | 70円 |
| 第9期 (25/08) | 75円 |
| 第10期 (25/11) | 80円 |
| 第11期 (26/02) | 80円 |

設定来 : 720円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | | |
|-------------|-----|--------|
| 資産 | 銘柄数 | 比率 |
| 外国株式 | 50 | 93.7% |
| 外国リート | 1 | 1.9% |
| 外国投資信託 | 1 | 1.5% |
| コール・ローン、その他 | | 2.9% |
| 合計 | 52 | 100.0% |

| 国・地域別構成 | | 合計97.1% |
|---------|-------|---------|
| 国・地域名 | 比率 | |
| アメリカ | 97.1% | |

| 通貨別構成 | | 合計100.0% |
|-------|-------|----------|
| 通貨 | 比率 | |
| 米ドル | 98.7% | |
| 日本円 | 1.3% | |

| 株式業種別構成 | | 合計93.7% |
|------------|-------|---------|
| 業種名 | 比率 | |
| 生活必需品 | 26.0% | |
| 資本財・サービス | 20.3% | |
| 公益事業 | 17.1% | |
| 金融 | 9.5% | |
| 素材 | 9.4% | |
| ヘルスケア | 7.5% | |
| 一般消費財・サービス | 3.8% | |

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
 ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人資産運用業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

組入上位10銘柄紹介

| 銘柄名 | 銘柄紹介 |
|--------------------------------|---|
| S&P GLOBAL INC | 1860年に設立され、ニューヨーク州に本社を置いている金融情報サービス会社です。世界中の資本市場、商品市場において、信用格付け、ベンチマーク、分析に関する情報を顧客に提供しています。 |
| PEPSICO INC | 1898年に設立された北米最大の飲料会社の一つであり、ニューヨーク州に本社を置いています。同社は200カ国以上で事業展開をしており、ペプシコーラだけではなく、ソーダストリーム、ドリルス、ゲータレード等さまざまな飲食品とサービスを提供しています。 |
| MGE ENERGY INC | 1888年に設立された公益事業持株会社で、ウィスコンシン州を拠点とし、子会社を通じて電力と天然ガスの供給を行っています。現在、再生可能エネルギーへの投資を積極的に行っており、2032年末までに石炭火力発電から撤退することを計画しています。 |
| CALIFORNIA WATER SERVICE GROUP | 1926年に設立された水道事業会社で、カリフォルニア州に本社を置いています。同社は、カリフォルニア州、ワシントン州、ニューメキシコ州、ハワイ州、テキサス州で水道事業やその他の関連サービスを提供しています。また、再生水の配水システムの運営、検針、請求サービス、通信アンテナ用地の賃貸など、規制外の水関連サービスの提供にも取り組んでいます。 |
| AMERICAN STATES WATER | 1929年に設立された水道・電気事業会社で、カリフォルニア州に本社を置いています。同社の事業は、水道事業、電気事業、契約サービス事業の3つのセグメントから構成され、水の購入、生産、配水、販売、配電を行っています。また、さまざまな施設の上下水道施設の運営、保守、建設など、上下水道サービスも提供しています。同社は、水道システムサービスの政府請負業者として米国政府と50年間の民営化契約を結んでいます。 |
| AUTOMATIC DATA PROCESSING INC | 1949年に設立された給与計算代行会社で、ニュージャージー州を拠点とし、人事全般の業務効率化をサポートするサービスを提供しています。人事業務をアウトソーシングすることで、顧客はビジネスニーズに合わせて規模の拡張や縮小が可能となり、本業に集中することができます。 |
| MARZETTI | 1961年に設立された食品製造・販売会社で、オハイオ州に本社を置いています。小売と外食の2つのセグメントで事業を展開しており、小売部門では保存の効くドレッシングとクルトンと冷凍食品で売り上げの半分を占め、外食部門では少数の大口顧客に集中するなど、安定と成長のバランスの良い事業戦略を行っています。 |
| MIDDLESEX WATER | 1897年に設立された水道事業会社で、ニュージャージー州に本社を置いています。同社は主にニュージャージー州とデラウェア州で、上下水道事業および関連サービスを幅広く提供しています。事業内容は、家庭用、商業用、防火用、卸売用、工業用に水を処理・配給する規制事業と、上下水道システムの運営を請け負う非規制事業に分かれており、参入障壁の高い規制事業が収益の約90%を占めています。 |
| ABBVIE INC | 2013年にABBOTT LABORATORIESから分社化した世界的な研究開発型のバイオ医薬品企業で、イリノイ州に本社を置いています。同社は免疫学、血液腫瘍学、神経科学、美容学、眼科医療にまたがる製品ポートフォリオを有しており、卸売業者、販売業者、政府機関、医療施設などに世界各地で直接販売されています。米国は同社にとって最大の市場であり、総売上高の半分以上を占めています。 |
| RLI CORP | 1965年に設立されたイリノイ州拠点の専門保険会社で、多様な保険商品を展開しています。特定の市場セグメントに依存しない分散された収益基盤と高い参入障壁を強みとし、長期にわたる安定的な利益の確保が期待されます。また、同社は独自の配当政策を採用しており、通常の四半期配当に加えて特別配当を定期的に実施する慣行がある点も特徴です。 |

※銘柄紹介は、各種資料より、大和アセットマネジメントが作成したものです。

※個別企業の推奨を目的とするものではありません。

S&P500(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

【市場動向】

米国株は下落しました。

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃を受けてホルムズ海峡が事実上封鎖され、原油価格が急騰する中、世界経済の減速懸念から軟調に始まりました。その後も停戦協議の行方に一喜一憂する展開が続き、紛争長期化への懸念を背景に原油価格の高止まりへの警戒感は根強く、FOMCでパウエルFRB議長が追加利下げに慎重な姿勢を示したことも重しとなって、月末にかけて下げ幅を拡大しました。

為替市場では、円安・米ドル高となりました。

中東情勢の緊迫化でリスク回避姿勢が強まり、幅広い通貨に対して米ドルが買われる中、原油価格の急騰によって日本の貿易収支悪化の思惑が強まったことでリスク回避の円買いは限定的となり、米ドルは円に対して上昇しました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

主に米国株式市場要因で、基準価額は下落しました。

個別銘柄では、テキサス市場での業務拡大に向けた公募増資が完了したH2O AMERICAや、昨年末のERP（統合基幹業務システム）導入に伴うシステムトラブルからの回復シナリオを明示したTENNANT COや、ホルムズ海峡が事実上封鎖されたことによる穀物・エネルギー価格の上昇が追い風となったARCHER-DANIELS-MIDLAND COなどが、プラスに寄与しました。

一方で、中東紛争激化による物流課題に直面したEMERSON ELECTRIC COや、原油高により原材料コストが一時的に20%超上昇したPPG INDUSTRIES INCや、食品卸大手の買収がコア事業の成長ストーリーを阻害するリスクが浮上したSYSCO CORPなどが、マイナスに寄与しました。

【今後の展望・運用方針】

市場展望

米国株式市場は、中東情勢次第では供給制約を通じて世界経済に下押し圧力がかかる可能性はあるものの、AI関連分野への高い期待に加え、データセンターをはじめとするAI関連投資の拡大を背景に、半導体関連株やAI周辺の景気敏感株を中心とした米国株の中長期的な上昇基調は維持されると見えています。もっとも、プライベートクレジット問題については要警戒ながら、現時点では金融システム不安に発展する可能性は限定的と判断しています。

為替市場は、当面の米ドル円は中東情勢の行方や原油価格の動向に左右される展開となりそうです。中期的には、中東情勢の沈静化や米ドル離れの思惑が米ドル安に作用すると想定していますが、米ドル安局面では日本の利上げ観測や円買い介入への警戒感が後退しやすいため、大幅な円高は進みにくいと考えています。

運用方針

当ファンドは、米国の株式等の中から、50年以上連続で増配している「配当王銘柄」に着目し、継続的に増配を行う企業の株式等に投資をすることで、配当収入の確保と値上がり益の獲得により信託財産の成長をめざします。引き続き、継続的に増配を行う企業の株式等の中から、流動性や財務健全性を考慮し、ポートフォリオを構築します。

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・米国の株式等の中から、継続的に増配を行なう企業の株式等に投資し、配当収入の確保と値上がり益の獲得により信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・米国の株式等の中から、継続的に増配を行なう企業の株式等に投資します。
- ・毎年 2、5、8、11 月の各 23 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

| | |
|---------------------------|--|
| 価格変動リスク・信用リスク 株価の変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 |
| 価格変動リスク・信用リスク リートの価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| カントリー・リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。 |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|---------------------|-----------------------------------|---|
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 購入時手数料 | 販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。 | — |
| 信託財産留保額 | ありません。 | — |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| | 料率等 | 費用の内容 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 年率0.286% (税抜0.26%) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分 (税抜) (注1) | 委託会社 | 年率0.14% |
| | 販売会社 | 年率0.10% |
| | 受託会社 | 年率0.02% |
| その他の費用・ 手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

| | |
|------------------------|--|
| 購入単位 | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり） |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ① ニューヨーク証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。 |
| 購入・換金申込受付 の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。 |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配 | 年 4 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

《収益分配金に関する留意事項》

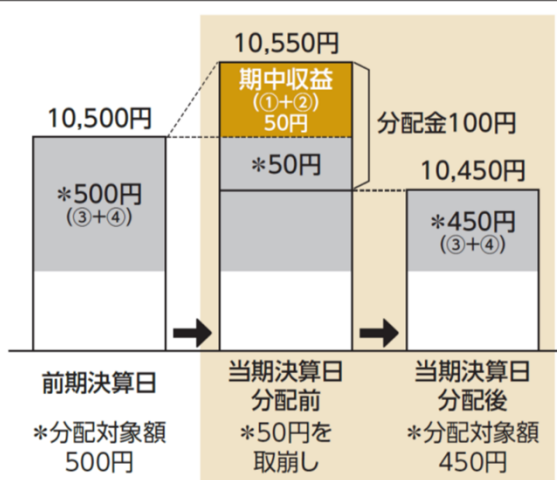
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



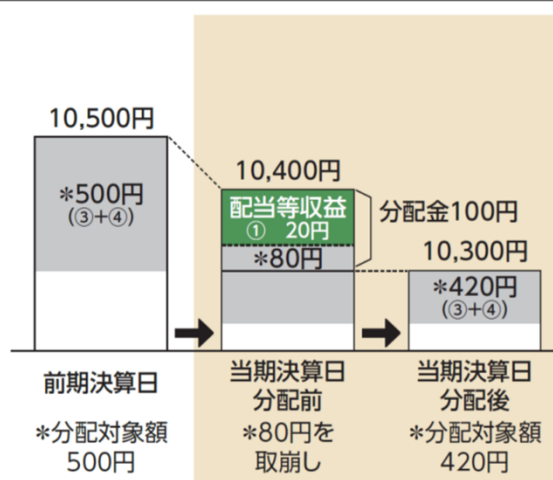
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

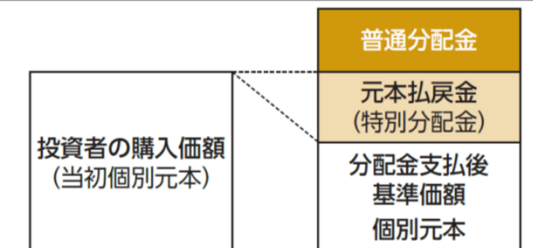


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

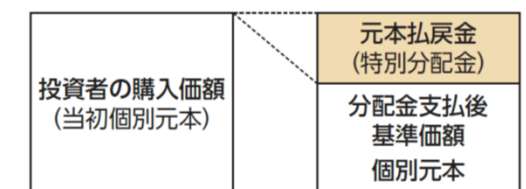
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金…………… 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)…………… 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

iFreePlus 米国配当王（年4回決算型）

| 販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名） | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 資産運用業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| moomoo証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○ | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。